

令和5年1月17日

特定非営利活動法人
消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 様

東日本旅客鉄道株式会社
マーケティング本部
くらしづくり・地方創生部門
部門長 小崎 博子



JR 東日本旅行券に関する要請書の件（回答）

拝啓、貴団体におかれましてはますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

令和4年11月24日付貴信による、表題のご要請の件につき、下記のとおりご回答を申し上げます。

記

令和4年8月24日付け「JR 東日本旅行券に関する照会書の件（回答）」にて回答しましたとおり、弊社では、JR 東日本旅行券の廃止に伴い「資金決済に関する法律第20条第1項」の規定に基づく払戻し手続期間内に申し出をされなかった JR 東日本旅行券保有者につきましては、払戻し手続の終了以降も JR 東日本旅行券保有者より私法上の権利を行使する旨お申し出があった場合には、ご事情をお伺いしたうえで、私法上の権利が消滅していないと認められる場合には、個別に払戻しの対応を行っております。

このたびのご要請事項を踏まえ、弊社ホームページ上の『これまで長年ご愛顧いただきました「JR 東日本旅行券」は、2020年4月30日をもちまして廃止となりました。廃止に伴い「資金決済に関する法律第20条第1項」の規定に基づき、払戻しを行ってまいりましたが、2021年11月30日をもちまして払戻しの手続きを終了させていただきました。長い間のご愛顧に心から感謝申し上げますとともに、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。』との記載に加え、『2021年12月1日以降の払戻しに関するお問い合わせは以下 URL よりお願いいたします。』と記載し、合わせてお問合せ先フォーマットに遷移するリンクを掲載し、JR 東日本旅行券保有者がホームページ上から払戻しに関する問い合わせができるよう措置を講じることいたしました。

以上、ご回答申し上げます。

敬具